

第35回国民文化祭・みやざき2020  
第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会  
ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1 この要領は、第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会（以下「国文祭」という。）のロゴマークの使用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領においてロゴマークとは、別紙のデザイン並びにこれらを展開したものと  
する。

(使用申請)

第3 ロゴマークを使用しようとするものは、使用ガイドラインを一読した上で、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（別記様式1）に必要な書類を添付して、第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会会長（以下「会長」という。）に申請する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、上記申請書の提出に代えて、予定するイベント等の事前に、作成物の原稿（案）を提出するものとする。  
なお、下記（6）の場合には、作成物の原稿（案）の提出も不要とする。

- (1) 国又は宮崎県、宮崎県内の市町村が使用するとき。
- (2) 宮崎県及び県内各市町村に設置された国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を実施するための実行委員会及び構成メンバーが使用するとき。
- (3) 宮崎県内の公共的団体等が教育又は文化振興の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 国文祭の協賛企業、団体その他これに類する企業、団体等が広報のために使用するとき。
- (6) 広報目的ではなく、個人が名刺等に使用するとき。
- (7) その他会長が適当と認めるとき。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(申請書の受理)

第4 前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請を受理し、使用承認通知書（別記様式2）を交付するものとする。

- (1) 国文祭の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがある

るとき。

- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) ロゴマークを使用する者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) 国文祭の事業又は会長が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (9) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (10) その他会長が不相当と認めたとき。

（使用料）

第5 使用料は無料とする。

（使用の際の遵守事項）

第6 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用にあたっては、使用ガイドラインの適用を遵守すること。
  - (2) 使用者は、当該ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (3) ロゴマーク使用申請書に記載の用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
  - (4) 当該使用に係る商品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る商品等を原因とする事故に対しては、会長は一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、次に掲げる事項に注意して使用しなければならない。
- (1) ロゴマークの使用が当該商品の品質やサービスの内容等を保証するものではない。
  - (2) 会長のロゴマーク使用許可は、関係団体等による文化祭への参画等に際し、特別の地位を付与するものではない。
  - (3) 会長は、ロゴマークを使用する者に対し、使用方法の修正そのほか必要な措置を求

めることができる。

- (4) 使用者が本使用要領及び使用ガイドラインの規定に違反した場合や前項の措置に従わない場合、その他会長が不相当と認める場合は、ロゴマークの使用を禁止、又は使用許可を取り消す場合がある。なお、使用許可が取り消された場合は、速やかにロゴマークの使用を中止すること。その際に生じる損害について、会長は責任を一切負わない。また、一定の期間、再度の使用申請を禁止する場合がある。

(損失補償等の責任)

- 第7 会長は、当該ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(ロゴマークの権利)

- 第8 ロゴマークに関する一切の権利は、宮崎県及び第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会に帰属する。

(事務)

- 第9 この規程に関する事務は、事務局である第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会が行う。

附 則

この要領は、平成30年6月19日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月11日より施行する。

(別紙)

第35回国民文化祭・みやざき2020  
第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会  
ロゴマーク

